

『税務六法 令和2年版〔法令編〕第2巻』の内容に一部誤りが生じたので、下記のとおり訂正いたします。

## 記

〔訂正箇所〕本書667頁4段目（最下段）左から18行目～668頁3段目右から7行目の「租税特別措置法第四十一条の十七の二（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）」の条文  
（本条は、改正により第四十一条の十七に繰り上がったにもかかわらず、誤って掲載した。）

〔訂正内容〕本条を削る。

つきましては、本条文（租税特別措置法第四十一条の十七の二）は削られたものとして、ご利用くださいますようお願い申し上げます。